

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度「徳島南部自動車道（阿南ＩＣ（仮）～立江櫛渕ＩＣ（仮））開通見通し等周知」新聞広告
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 関 健太郎 徳島県徳島市上吉野町3-35
契 約 締 結 日	令和 ６ 年 ２ 月 ２ ２ 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般社団法人徳島新聞社 徳島県徳島市中徳島町２丁目５番地２
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ １, ８ ０ ０, ０ ０ ０ －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ １, ８ ０ ０, ０ ０ ０ －
随意契約によることとした理由	本件は、令和７年度に開通見込みである徳島南部自動車道（阿南IC（仮）～立江櫛渕IC（仮））間の開通見通しの情報や、徳島南部自動車道全般に関する状況などを新聞広告により広く周知することで、徳島南部自動車道に対する認知度の向上等に資する効果があり、非常に重要な広報であると考え。 （社）徳島新聞社発行の「徳島新聞」は徳島県内で発行されている各新聞社の新聞紙の県内発行部数と広告料金を比較検討した結果、新聞１部あたりの広告価格が他社と比較して著しく有利な価格であり、県内発行部数占有率も８７％と高く十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するのに最も有利となる。 よって会計法第２９条の３第４項及び、予算決算及び会計令第１０２条の４第４号ロにより、随意契約を行うものである。
備 考	